

○豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例

制定	昭和38年3月20日	条例第2号
改正	平成5年3月3日	条例第1号
	平成18年11月27日	条例第3号
	平成21年2月23日	条例第1号
	平成24年2月22日	条例第1号
	平成27年2月26日	条例第3号
	令和元年12月3日	条例第2号
	令和4年11月10日	条例第1号

第1条 組合の事務を処理するため、組合に事務局を置く。

第2条 事務局に局長、理事、主事その他必要な職員を置く。

第3条 管理者が必要と認めるときは、事務局に課を設けることができる。

2 前項の課及びその分掌業務は、管理者が定める。

第4条 組合の常勤の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下これらを「組合の常勤職員等」という。）に支給する給与、旅費及び費用弁償については、豊中市の職員の例によるものとする。この場合において、豊中市又は伊丹市の職員と組合の常勤職員等とを兼務している職員の報酬月額又は給料月額については、それぞれ当該市において受けている報酬月額又は給料月額をその者の報酬月額又は給料月額とする。

2 前項後段の職員に対しては、時間外勤務手当及び休日勤務手当以外の給与は、支給しない。

第5条 組合の常勤職員等（会計年度任用職員、地方公務員法第22条の3第4項に規定する臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条から第5条までの規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）を除く。）の勤務時間その他の勤務条件及び定年については、豊中市の職員の例による。

2 会計年度任用職員、臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の勤務時間その他の勤務条件については、豊中市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例

附 則（平成5年3月3日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月23日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月22日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月26日条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月3日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月10日条例第1号抄）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例第4条第1項及び第5条の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」と、同条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）」と、同条第2項中「及び」とあるのは「、暫定再任用職員及び」と読み替えるものとする。